

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成25年11月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 工事概要

- (1) 工事名 小白浜地区海岸災害復旧（23災594号）工事
- (2) 工事場所 岩手県釜石市唐丹町字片岸地先
- (3) 工事内容
  - ア 復旧延長 567.9メートル
  - イ 水門本體工 1基
  - ウ 水門基礎工 253本
  - エ 護床ブロック工 354個
  - オ 防潮堤工 525.9メートル
  - カ 付帯道路工 461.0メートル
- (4) 工期 契約締結の日の翌日から平成29年3月15日まで
- (5) 使用する主要な資機材
  - ア 生コンクリート 約38,000立方メートル
  - イ 鉄筋 約1,700トン
  - ウ 鋼管杭 約150本
- (6) 入札方式 本工事は、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現することができるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (7) 予定価格 3,369,930,000円（税抜）
- (8) その他 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

## 2 入札参加資格

- (1) 3者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体であること。
- (2) 特定共同企業体の各構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
  - ウ 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - カ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
  - キ 特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第427号）第3条第2項の審査を受け、土木一式工事の資格基準に適合すると認められている者（以下「資格登録者」とい

う。)であること。

ク 特定調達契約に係る一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。

ケ 入札に参加しようとする者のうちに資本関係又は人的関係がある者がいないこと(資本関係又は人的関係がある者同士が、1つの特定共同企業体を任意に結成している場合を除く。)

コ 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

サ 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、1に示した工事の請負に必要とされる建設工事の種類について、法第28条第3項又は第5項の規定に基づき岩手県の区域内における営業の停止を命ぜられた者にあつては、当該営業の停止の期間が経過している者であること。

シ 特定共同企業体の構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。

(3) 特定共同企業体の代表となる構成員(以下「代表者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 平成10年4月1日以降に、元請として海岸構造物工事(堤防、高潮堤、突堤、護岸、離岸堤、緩傾斜護岸、消波堤、高潮防波堤、津波防波堤又は人工リーフのいずれかを含むものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工したものに限る。)

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に専任で配置することができること。

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 平成10年4月1日以降に、元請として海岸構造物工事(堤防、高潮堤、突堤、護岸、離岸堤、緩傾斜護岸、消波堤、高潮防波堤、津波防波堤又は人工リーフのいずれかを含むものに限る。)を施工した経験を有する者であること。

(ウ) 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(エ) 代表者が、申請書の提出の日において雇用している者であること。

ウ 構成員のうちで出資比率が最大であること。

エ 土木一式工事に係る経営事項審査の結果に係る総合評定値が1,200点以上であること。

オ 法に基づき土木工事業の特定建設業許可を受けていること。

(4) 特定共同企業体の代表とならない構成員(以下「非代表者」という。)のうち、いずれか一方の者はアからエまで及びキに掲げる要件を、他方の者はア及びオからキまでに掲げる要件を満たしている者であること。

ア 平成10年4月1日以降に、元請として同種工事(海岸構造物工事(堤防、高潮堤、突堤、護岸、離岸堤、緩傾斜護岸、消波堤、高潮防波堤、津波防波堤又は人工リーフのいずれかを含むものに限る。)をいう。以下同じ。)又は類似工事(護岸工事(溪流保全工事及び砂防流路工事を含む。)、床止工事、橋りょう下部工事、場所打コンクリート擁壁工事又はダム工事(砂防えん堤工事及び治山ダム工事を含む。)をいう。以下同じ。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に専任で配置することができること。

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 平成10年4月1日以降に、元請として同種工事又は類似工事を施工した経験を有する者であること。

(ウ) 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(エ) 非代表者が、申請書の提出の日において雇用している者であること。

ウ 土木一式工事に係る経営事項審査の結果に係る総合評定値が950点以上であること。

エ 法に基づき土木工事業の特定建設業許可を受けていること。

オ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に専任で配置することができること。

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 平成10年4月1日以降に、元請として同種工事又は類似工事を施工した経験を有する者であること。

(ウ) 非代表者が、申請書の提出の日において雇用している者であること。

カ 土木一式工事に係る経営事項審査の結果に係る総合評定値が850点以上であること。

キ 出資比率が20パーセント以上であること。

### 3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目 1に示した工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア及びイ並びに価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア 品質等を高めるための技術提案（個別の提案課題） 防潮堤本体に係る盛土工の品質確保について

イ 施工体制

(ア) 品質の確保の実効性

(イ) 施工体制の確保の確実性

(2) 技術提案書の提出 (1)アの技術提案に係る総合評価技術提案書を4(4)に示した申請書等の提出と同時に提出すること。なお、総合評価技術提案書を提出することができない場合は、入札に参加することができない。

(3) ヒアリングの実施

ア 技術提案の内容について、ヒアリングは、実施しない。

イ 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者に対して、必要に応じて施工体制の確認のためのヒアリングを実施する。なお、ヒアリングを実施する場合は、追加で資料の提出を求められることがある。

(4) 総合評価の方法

ア 評価値を次の算定式により算定するものとする。

評価値＝(標準点＋加算点＋施工体制評価点)÷入札価格

イ 標準点は、入札説明書に記載された要求要件を実現することができる場合に与える点数とし、その配点を100点とする。

ウ 加算点は、技術提案の内容に応じて与える点数とし、その配点を20点とする。なお、施工体制評価を踏まえた補正を行うものとする。

エ 施工体制評価点は、入札説明書に記載された要求要件を実現することができる確実性の高さに対して与える点数とする。

その配点は、30点とし、次の項目ごとにそれぞれ15点とする。

(ア) 品質の確保の実効性

(イ) 施工体制の確保の確実性

### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県総務部総務室入札担当 電話番号019-629-5058

(2) 入札等の方法 本件入札は、申請書の受付、入札等を岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。なお、電子入札システムによりがたいときは、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得なければならない。

(3) 入札説明書の交付 平成25年11月26日(火)から平成26年2月4日(火)までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで入札情報公開サービス又は岩手県電子入札システムホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載すること。なお、本件入札に参加の申請をしようとする場合は、ホームページ（<http://www.pref.iwate.jp/~hp0103/nyusatu/EC/top.html>）を確認し、最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

(4) 申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 本件入札への参加の申請をする者は、申請書並びに特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書の写し（以下「申請書等」という。）を提出すること。

イ 電子入札システムにより参加する場合は、平成25年11月26日(火)から同年12月13日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで(ただし、同年12月13日(金)にあつては、正午まで)に申請書等及び3(2)の技術提案書(以下「提出書類」という。)を電子入札システムにより提出すること。なお、電子ファイルの容量の上限は、2メガバイトであり、この容量を超えるときは(1)の問合せ先にあらかじめ連絡し、申請書を電子入札システムで提出した上で、同日正午までに申請書以外の提出書類を書面により(1)の場所に持参し、又は到達するよう書留郵便により提出すること。

ウ 電子入札システムによりがたく、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得た場合は、平成25年11月26日(火)から同年12月13日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで(ただし、同年12月13日(金)にあつては、正午まで)に提出書類を書面により(1)の場所に持参し、又は到達するよう書留郵便により提出すること。

エ 知事に提出された提出書類は、返却しない。また、平成25年12月13日(金)正午を経過した時以後は、提出書類の全部又は一部の差替え又は再提出は認めない。

(5) 工事費内訳書 入札参加者は、入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書を作成すること。

(6) 入札書の提出場所及び提出方法

ア 電子入札システムにより提出する場合は、平成26年2月3日(月)午前9時から午後5時までに(5)の工事費内訳書を添付して電子入札システムにより提出すること。

イ 電子入札システムによりがたく、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得た場合であつて、持参により書面で提出するときは、平成26年2月3日(月)午後5時までに(5)の工事費内訳書を添付して(1)の場所に提出すること。

ウ 電子入札システムによりがたく、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得た場合であつて、郵送により書面で提出するときは、平成26年2月3日(月)午後5時までに(5)の工事費内訳書を添付して(1)の場所に到達するよう書留郵便により提出すること。

エ 提出した入札書及び工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 提出の期限を過ぎて到達した入札書及び工事費内訳書は、受け付けない。

(7) 開札の日時及び場所 平成26年2月4日(火)午後2時に(1)の場所で行う。

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無 無

(3) 資格登録者でない者の参加 申請書等を提出することができる。この場合における入札参加資格の確認は、2(1)並びに2(2)ク及びケの要件についてのみ行うこととし、その確認により入札参加資格があるとされた者が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札参加資格があるとした確認は取り消す。

ア 開札の時に於いて資格登録者でないこと。

イ 開札の後に行う入札参加資格の審査により2に示した入札参加資格の要件の全てを満たしていないことが判明すること。

(4) 入札の無効 2に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 入札の無効(資格不適格) 工事費内訳書で積算した工事価格(税抜)及び入札金額は、一致していなければならない。一致していない場合は、入札を無効とする。ただし、工事費内訳書で積算した工事価格(税抜)の千円未満の端数の整理をしたことにより一致していない場合は、無効としない。

(6) 落札者の決定方法 1(7)の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、3(4)アにより算定した評価値が最も高い者であつて、開札の後に行う入札参加資格の確認によって2に示した入札参加資格があると確認されたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、1(7)の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、評価値が最も

高い者を落札者とすることがある。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する。

イ 契約保証金 納付すること。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第113条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第112条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(9) 1に示した工事に直接関連する他の工事の請負契約を1に示した工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(10) 契約の締結 この公告に係る契約は、岩手県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(11) 契約締結後の技術提案

ア 受注者は、契約締結後に設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

イ アの提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更するとともに、必要があると認められるときは、請負代金額の変更を行うものとする。

ウ 受注者が総合評価の技術提案とした事項は、契約締結後の技術提案の対象外とする。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。

(13) 入札参加に要する費用 入札に参加することを希望する者の負担とし、本件入札が中止された場合であっても、当該費用は、補償しない。

(14) その他 詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Construction work to repair disaster damage in the Kojirahama coastal area (No.23-594)

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification by electronic bidding system:

12:00 p.m., 13, December, 2013

(3) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system:

From 9:00 a.m., to 5:00 p.m., 3, February, 2014 (Tenders brought by hand must arrive by 5:00 p.m., 3, February, 2014, and tenders submitted by mail must arrive by 5:00 p.m., 3, February, 2014)

(4) Contact point for the notice:

Office of General Affairs, Department of General Affairs, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimarui, Morioka-shi, Iwate 020-8570 JAPAN TEL019-629-5058